

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 五二九^ハ

告 示

知事指定薬物の指定

(業 務 水 道 課) 五三〇

道路の供用開始

(道 路 維 持 課) 五三〇

急傾斜地崩壊危険区域の指定

(砂 防 課) 五三〇

訓 令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人 事 課) 五三一

公 示

落札者等に関する公示

(環 境 管 理 課) 五三一

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

(技 術 検 査 課) 五三一

土地改良区役員の退任及び就任

(恵 那 農 林 事 務 所) 五三三

規 則

第 二 千 八 百 七 十 六 号

平 成 二 十 九 年 八 月 二 十 九 日

(火 曜 日)

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年八月二十九日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県規則第八十号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三土木事務所長の部六の項第二十七号中「第五十八条の十第一項」を「第五十八条の十一第一項」に改め、同項第二十八号中「第五十八条の十一」を「第五十八条の十二」に改め、同項第二十九号中「第五十八条の十二」を「第五十八条の十三」に改め、同部七の項中第七号を第十号とし、第四号から第六号までを三号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の三号を加える。

- 4 法第十五条の十第一項に規定する都道府県大規模氾濫減災協議会に関すること。
- 5 法第十五条の十二第一項の規定により市町村長に対し必要な情報提供、助言その他の援助を行うこと。
- 6 法第十五条の十二第二項の規定により河川協力団体に必要な協力を要請すること。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る 時 刻 は 翌 日)

平 成 二 十 九 年 八 月 二 十 九 日

告 示

岐阜県告示第四百二十八号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年八月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 知事指定薬物の名称

- 1 一 （五）フルオロペンチル） N フェニル ー H インドール 三 カルボキサミド及びその塩類（通称 L T I 七〇一）
- 2 二 （二）フルオロフェニル） 二 （メチルアミノ）シクロヘキサン 一 オン及びその塩類（通称 一 Fluorodeschloroketamine、二 F D C K）
- 3 三 エチル 二 （三）フルオロフェニル） モルフォリン及びその塩類（通称 三 F P h e n e t r a z i n e、三 F P E）

二 指定の理由

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が発生する日

平成二十九年八月三十日

岐阜県告示第四百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年八月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定日又は変更の告示日）
県道	古野井上線	加茂郡八百津町上牧野字倉曾 二七番一地从先から 同郡同町同字同 二八番地先まで	六・二	平成 六・六 元	平成 六・二・三

岐阜県告示第四百三十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

町	字	番	号
1	次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 関市下之保 字諏訪前	二六六九番一	一号及び二号
		二六二〇番	三号
		二六一七番	四号
		二六〇六番一	五号
		二六一二番一	六号
		二六三二番三	七号
		二六二八番一	八号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

訓令 甲

岐阜県訓令甲第二十号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年八月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三河川課の表七の項課長専決事項の欄第二十六号中「第五十八条の十第二項」を「第五十八条の十一第二項」に改める。

附則

この訓令は、平成二十九年八月二十九日から施行する。

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十九年八月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県放射線監視ネットワークシステム更新業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

4 契約の相手方を決定した日 平成29年8月1日

5 契約の相手方の氏名及び住所 愛知県名古屋市中区栄三丁目17番12号 株式会社日立製作所 中部支社

支社長 藤野 仁史

6 契約金額 61,020,000円

7 契約に関する事務を担当する部門の名称及び所在地

(1) 部門の名称 岐阜県環境生活部環境管理課

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年八月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工業
平成二十九年四月十四日	板垣建設株式会社	代表取締役 板垣 光公	恵那市山岡町原七八九番地の三	般二十八一九一四	電気工業
平成二十九年五月十九日	Turner株式会社	代表取締役 館林 正孝	恵那市飯地町二八九七番地	特二十五六〇〇五七二	電気工業
平成二十九年五月十九日	株式会社 あったか森の国か	代表取締役 井手 基晴	恵那市飯地町二八九七番地	特二十六七〇〇三四四	土木工業
平成二十九年五月十九日	田口建設	田口清	中津川市付知	般二十四	建築及び大工事

平成二十九年七月	株式会社 焼炎	代表取締役 木塚	多治見市小路町三七番地	般二十四 一四五八九	石及びタイル・れんが・ブロック工
平成二十九年七月四日	塩谷建設株式会社	代表取締役 武白井	岐阜市六条片田一丁目三番一号	特二十八 二〇六三	建築工事業
平成二十九年六月二十八日	川原電気	川原淳	土岐市下石町二二〇四一	般二十六 六〇〇五八	電気工事業
平成二十九年六月二十八日	DUC株式会社	代表取締役 市岡宏樹	瑞浪市薬師町四丁目五〇番地	般二十四 五〇〇四八	管工事業
平成二十九年六月十九日	佐藤土木	佐藤文英	美濃加茂市本郷町六丁目七番二二号	般二十八 五〇〇四八	土木、とび・土工及び舗装工事業
平成二十九年六月十六日	サンワダクト工業	鈴木敏朗	関市武芸川町小知野四三六番地一	般二十四 一六二八二	管工事業
平成二十九年六月七日	アルコ工業株式会社	代表取締役 布村直人	高山市西之一色町一丁目五八番地一	般二十七 九六六一	電気工事業
平成二十九年六月五日	はやまる建設	早藤守	大垣市浅中三丁目一七番地七	般二十六 二〇一〇三	内装仕上工事業
平成二十九年五月二十四日	尾崎ル	尾崎照男	大垣市墨俣町下宿二四〇番地一	般二十七 二〇〇八五	鉄筋工事業
平成二十九年五月二十二日	大島電気商会	大島光男	恵那市上矢作町下一一四番地一	般二十七 一五二五五	電気工事業
平成二十九年五月二十二日	カシモ機械株式会社	代表取締役 熊谷安成	中津川市加子母二三〇一番地	特二十八 九五二二	建築工事業
平成二十九年五月二十二日			町七六六六	三三四二	業

平成二十九年七月二十四日	美山建設株式会社	代表取締役 正彦 久保	山県市柿野四七番地の一	般二十七 一五一一九	造園工事業
平成二十九年七月二十一日	堀脇組	取締役 堀政浩	高山市国府町名張一二八〇番地	般二十四 九五〇〇六	土木及びとび・土工事業
平成二十九年七月十四日	安田住宅	安田匡良	岐阜市大福町九丁目二六	般二十四 一〇一八六	建築及び大工事業
平成二十九年七月十四日	鹿野電工	鹿野道雄	瑞穂市七崎一四五番地三	般二十四 一〇一八五	電気工事業
平成二十九年七月十二日	マッシュデザイン株式会社	代表取締役 前島知之	加茂郡川辺町西柝井一八一番地二	般二十四 一〇〇五七	土木及びとび・土工事業
平成二十九年七月十一日	上山建設株式会社	代表取締役 伊藤雅章	中津川市付知町六九六四番地二	般二十八 七〇〇四八	土木及びとび・土工事業
平成二十九年七月十一日	山内電気商会	山内昇	加茂郡八百津町久田見四六一番地二	般二十七 七二九一	電気工事業
平成二十九年七月七日	日比野興業	日比野哲平	山県市平井七九一番地二八	般二十四 一〇一八八	とび・土工事業
平成二十九年七月七日	長屋電気設備	代表取締役 長屋伸明	北町一丁目二一九番地	般二十四 一六五二二	建築工事業
平成二十九年七月五日	有田建設	代表取締役 岩崎照美	各務原市三井北町一丁目二三番地の四	般二十四 三〇〇一五	塗装工事業
平成二十九年七月四日	日衛産業	仙石一晃	美濃加茂市加茂野町木野九三番地	般二十五 五〇〇七一	土木、とび・土工、管、鋼構造物及び水道施設工事業
平成二十九年七月四日	尚孝				事業

平成二十九年七月二十四日	有限会社 水建	代表取締役 家田 龍昌	各務原市下切町七七三番地の一	般二千八一五七八六	さく井工事業
平成二十九年七月二十六日	利建T・S	高田利将	郡上市八幡町初納一三八七番地一	般二千六四五〇二四七	建築及び大工事業

土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年八月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	年	退任日	役名	氏名	住居	所在地
山岡町土地改良区	平成	六・三三	理事	市川輝男	恵那市山岡町田沢	二二二五番地
山岡町土地改良区	平成	六・三三	同	後藤圭市	同	二四九四番地一
山岡町土地改良区	平成	六・三三	同	勝昭義	恵那市山岡町上手向	二二五三番地
山岡町土地改良区	平成	六・三三	同	後藤春夫	同	馬場山田四八七番地一
山岡町土地改良区	平成	六・三三	監事	丸山安夫	同	四四六番地三
山岡町土地改良区	平成	六・三三	同	可知和己	恵那市山岡町田沢	二六三二番地
山岡町土地改良区	平成	六・三三	同	伊藤善啓	同	上手向一七五七番地一
山岡町土地改良区	平成	六・三三	理事	後藤和恭	同	田沢 三三三七番地
山岡町土地改良区	平成	六・三三	同	後藤清明	同	三三九七番地

就任した役員

土地改良区	年	就任日	役名	氏名	住居	所在地
山岡町土地改良区	平成	六・三三	同	水野喜文	同	一三三〇番地一
山岡町土地改良区	平成	六・三三	同	鈴木善久	同	二二〇八番地
山岡町土地改良区	平成	六・三三	同	小木曾 央	同	一九六八番地一
山岡町土地改良区	平成	六・三三	同	市川忠雄	同	二六五〇番地
山岡町土地改良区	平成	六・三三	同	伊藤松美	同	二六六二番地一
山岡町土地改良区	平成	六・三三	同	安藤賢史	同	二九八八番地
山岡町土地改良区	平成	六・三三	同	中川國雄	同	二六六五番地
山岡町土地改良区	平成	六・三三	同	三宅安英	恵那市山岡町上手向	一九番地
山岡町土地改良区	平成	六・三三	同	水野伝夫	同	馬場山田二五二七番地三
山岡町土地改良区	平成	六・三三	同	佐々木吉郎	同	上手向二〇一八番地一
山岡町土地改良区	平成	六・三三	同	伊藤和明	同	二二〇〇番地二
山岡町土地改良区	平成	六・三三	同	佐々木義朗	同	一七四九番地
山岡町土地改良区	平成	六・三三	同	杉山昭夫	恵那市山岡町馬場山田	五五四番地
山岡町土地改良区	平成	六・三三	同	伊藤 徹	同	一八五八番地
山岡町土地改良区	平成	六・三三	同	水野正敏	同	一七九三番地二
山岡町土地改良区	平成	六・三三	同	後藤正孝	同	八九六番地
山岡町土地改良区	平成	六・三三	同	後藤泰雄	同	八八四番地一
山岡町土地改良区	平成	六・三三	同	市川輝男	恵那市山岡町田沢	二二二五番地
山岡町土地改良区	平成	六・三三	同	後藤圭市	同	二四九四番地一
山岡町土地改良区	平成	六・三三	同	勝昭義	恵那市山岡町上手向	二二五三番地
山岡町土地改良区	平成	六・三三	同	後藤春夫	同	馬場山田四八七番地一
山岡町土地改良区	平成	六・三三	監事	丸山安夫	同	四四六番地三

